

岐共127号
令和6年9月27日

共同募金会各支会・分会、共同募金委員会
事務局 長 様

社会福祉法人岐阜県共同募金会
事務局 長
<公 印 略>

「令和6年能登豪雨災害義援金」の募集について

令和6年9月21日からの大雨により、石川県内において甚大な被害が発生し、県内3市3町に災害救助法が適用されました。

この災害に伴い石川県共同募金会では、下記のとおり被災者への義援金募集を行うことになりましたので、お知らせいたしますとともに、貴会管内関係者等への周知並びに義援金の取扱いについてご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 名 称 「令和6年能登豪雨災害義援金」
2. 義援金募集期間 令和6年9月26日（木）～令和7年3月31日（月）
（今回の募集活動は、義援金のみを取り扱います。）
3. 義援金の受入
(1) 義援金受入口座

金融機関名	種目・口座番号	口座名義
北國銀行 県庁支店	普通 30446	社会福祉法人石川県共同募金会 令和6年能登豪雨災害義援金
ゆうちょ銀行	00170-7-732071	石川県共募令和6年能登豪雨災害 義援金

※北國銀行本・支店窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込手数料は無料。

※ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの振込手数料は無料。

※上記以外の金融機関からの振込、ATM等を利用しての振込には、所定の振込手数料がかかります。

4. 支会・分会（共同募金委員会）にご協力いただきたいこと

(1) 貴会管内関係者等への広報・周知

(2) 貴会受入口座への入金や貴会に直接義援金が寄せられた場合等の対応

①受け入れた義援金は適宜岐阜県共同募金会に送金されたいこと。

なお、必ず上記2の募集期間内に送金していただきますようお願いいたします。

【送金先口座】

金融機関 十六銀行 県庁支店

預金種目 普通預金

口座番号 297326

口座名義 社会福祉法人岐阜県共同募金会 災害

②受け入れた義援金について、寄付者に対し原則として貴会名義の領収書を発行されたいこと。

③義援金受付名簿は、必要事項を記入のうえ、義援金を本会へ送金される都度、提出されたいこと。

5. 義援金の税制上の取扱い

本義援金は、税制上の優遇措置が認められる寄付金に該当いたします。この優遇措置を受けるためには以下のいずれかの書類が必要となります。

① 金融機関の振込金受領証及び別紙「令和6年能登豪雨災害義援金」募集要綱

② 石川県共同募金会が発行する領収書

領収書を希望する場合は、上記4(2)③の義援金受付名簿の「税控除用領収書希望」欄に○印を記入すること。

※領収書発行には数か月の時間を要します。金融機関の振込票等の控えが受領証の代わりとなり、「免税証明書」として確定申告の際にご利用いただけますので、証明書が必要な方はできるだけ石川県共同募金会の指定口座へ直接振り込んでいただくよう寄付者へご案内ください。

6. 義援金の配分

関係団体等で構成される「令和6年能登豪雨災害義援金募集・配分委員会」で配分を決定し、被災市町村を通じて被災者へ配分する。